県による信用保証料の利用者負担軽減措置

●県は、信用保証料の一部を県信用保証協会に対して補給することで、県内中小企業者等の利用者負担の軽減を図っています。

※4~8頁の一覧に県が補給する率を記載しています。

県信用保証協会は中小企業者等の決算内容情報について、中小企業信用リスク情報データベース（CRD）評価によって、料率区分を①から⑨の間で決定し、定性要因を加味して、信用保証料率を決定します。

この信用保証料率から、県が補給する率を差し引いたものが最終的に利用者の方が負担する保証料率となります。

※県が補給する率は資金ごとに異なります。
※条件変更に伴い追加して生じる保証料は、県の補給対象外です。
※令和6年3月15日より、特定の保険が付保された信用保証が適用される資金で、一定の財務条件等を満たした方は、保証料率の負担額を上乗せする代わりに、経営者保証を不要とする選択が可能です。どの資金が対象となるかは、岐阜県信用保証協会にお問い合わせください。なお、上乗せ分の保証料率については県の補給対象外です。

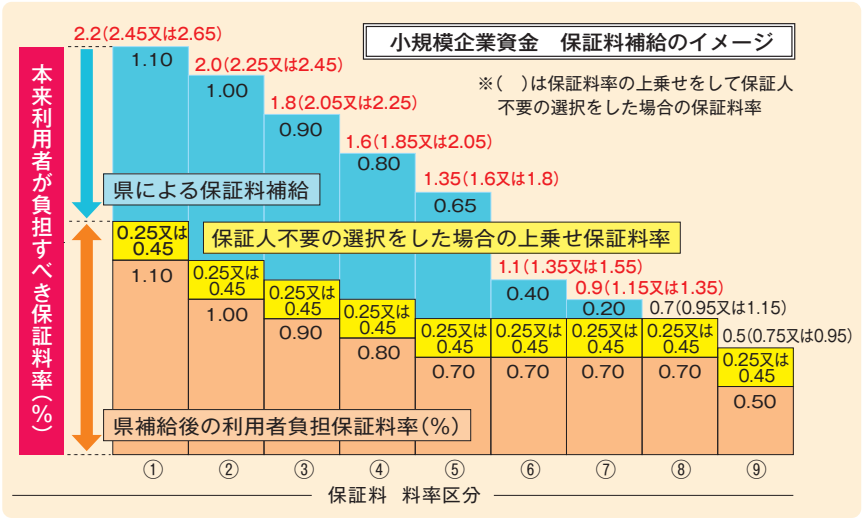

岐阜県信用保証協会による保証制度のご案内

●セーフティネット保証及び危機関連保証・・・通常の保証限度額とは別枠で保証を行います。

経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障が生じている中小企業者等への資金供給の円滑化を図るため、県信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度です。

利用にあたっては、市町村長の認定を受ける必要があります。（セーフティネット保証と危機関連保証を併用する場合、それぞれに対して別枠保証限度額が付与されます。）

一般保証限度額	
普通保証	2億円以内
無担保保証	8,000万円以内

＋

別枠保証限度額	
普通保証	2億円以内
無担保保証	8,000万円以内

一般保証よりも低い保証料率で利用できる場合があります。

対象となる中小企業者等

○セーフティネット保証

1号：大型倒産発生により影響を受ける方
2号：取引先企業のリストラ等により影響を受ける方
3号：突発的災害（事故等）により影響を受ける方
4号：突発的災害（自然災害等）により影響を受ける方
5号：全国的に業況の悪化している業種に属する方
6号：取引金融機関の破綻により資金繰りが悪化している方
7号：金融機関の相当程度の経営合理化に伴って借入れが減少している方
8号：㈱整理回収機構等に貸付債権が譲渡された中小企業者等のうち、事業再生の可能性があると判断される方

○危機関連保証

大規模な経済危機、災害等により、経営の安定に支障が生じている方

セーフティネット保証及び危機関連保証の認定については、企業の本店所在地等（個人の場合は主たる事業所所在地）を管轄する市町村で行っていますので、各市町村商工担当窓口にお問い合わせください。

岐阜県信用保証協会　https://www.cgc-gifu.or.jp

	所在地	電話番号	担当地域
総合相談窓口	〒500-8503　岐阜市薮田南5-14-53 （OKBふれあい会館（岐阜県県民ふれあい会館）内）	0120-015-047	県下全域
本　　店		058-276-6924	下記以外の市町村
多治見支店	〒507-8691　多治見市白山町1-238（ヤマカ駅北ビル3階）	0572-22-3100	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、可児市、加茂郡、可児郡
高山支店	〒506-0025　高山市天満町4-70（A・LUX2ビル内）	0577-33-5014	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡